## 長野県犯罪被害者等支援推進計画 施策体系

施策の柱1	
総合的な支援体制の整備	

(1)支援体制の整備(第9条関係)

(2) 民間支援団体に対する支援 (第23条関係)

(3)人材の育成 (第24条関係)

[P1]

## 施策の柱2

相談・情報提供の充実

[P2~4]

## (1)相談及び情報の提供等(第12条関係)

- (2)損害賠償請求に関する情報の提供 (第19条関係)
- (3)刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供(第20条関係)

## 施策の柱3

早期回復・生活再建に 向けた支援

[P5~8]

- (1)心身に受けた影響からの回復(第13条関係)
- (2)日常生活の支援(第14条関係)
- (3)安全の確保 (第15条関係)
- (4)居住の安定 (第16条関係)
- (5)雇用の安定(第17条関係)
- (6)経済的負担の軽減(第18条関係)

施策の柱4

県民の理解の増進

(1)県民の理解の増進(第21条関係)

(2)学校における教育(第22条関係)

[P9]